附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第二十条の項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「厚生年金保険法」の下に「（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）」を加え、同表確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の二の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第六十二条第一項第五号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの
確定拠出年金法第六十二条第四項第八号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者

、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百四十五条の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの

、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百四十五条の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとする者

附則第三十八条第一項中「第四項本文」を「第四項」に改め、同条第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四条の二第一項の項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に、「確定給付企業年金法」を「同法」に改め、「第五十九条」の下に「に規定する積立金をいう。第六十二条第一項第五号及び第四項第八号において同じ。」を、「いう」の下に「。以下同じ」を、「附則第五十七条第一項」の下に「に規定する積立金をいう。」を加え、同表中確定拠出年金法第五十四条の五及び第五十四条の七の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第六十二条第一項第五号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの

、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金（同法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとするもの（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金の移換の申出をしようとするもの）

附則第八十六条第一項の表に次のように加える。

確定拠出年金法第六十二条第四項第八号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者

、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金（同法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとする者（平成二十五年改正法附則第五十九条第二項に規定する積立金の移換の申出をしようとする者）

第四十六条第五項	第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く	第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する加算額を除く
	）及び第四十四条の三第四項	）及び平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。）

附則第八十七条中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「の規定の」を「（同法第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の」に、「同項」を「同法第四十四条の三第四項」に改める。

第十六条　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「令和十二年六月」を「令和十七年六月」に、「又は第一号被保険者であった者」を「等（第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「配偶者」の下に「（同法第五条第七項に規定する配偶者をいう。）」を加える。

附則第十五条第一項中「国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者」を「第一号被保険者等」に改める。

（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項を次のように改める。

独立行政法人福祉医療機構は、独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項に規定する業務のほか、令和九年四月一日から当分の間、同法附則第五条の二第十三項ただし書に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務その他同条第二項第一号に規定する業務に関連する業務として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「関連業務」という。）を行うことができる。